

平成 26 年 1 月 20 日

精 華 町 長 木 村 要 様  
精 華 町 議 会 議 長 杉 浦 正 省 様  
精 華 町 教 育 委 員 会 委 員 長 伊 藤 二 三 雄 様  
精 華 町 消 防 長 栗 田 省 吾 様

精 華 町 監 査 委 員 西 村 邦 彦

同 塩 井 幹 雄

### 平成 25 年度定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

## 第 1 監査の期間

平成 25 年 10 月 8 日から平成 26 年 1 月 20 日まで

## 第 2 監査の概要

### 1 監査の対象

以下の項目を監査の対象とした。

- (1) 平成 25 年度上半期に行われた指名競争入札による契約（29 件）  
（履行が完了していないものについては、平成 24 年度に実施された同内容の契約の履行状況を併せて対象とした。）
- (2) 平成 24 年度定期監査（監査の対象－委託料（節 13）の執行）において、指摘した事項の改善状況

## 2 監査の対象部局

【総務部】 企画調整課、財政課、総務課

【住民部】 総合窓口課、税務課、国保医療課、人権啓発課

【健康福祉環境部】 福祉課、子育て支援課、健康推進課、環境推進室、  
いけたに保育所、こまだ保育所

【事業部】 建設課、都市整備課、産業振興課、監理課

【教育部】 学校教育課、生涯学習課

【消防本部】 総務課、警防課

【上下水道部】 上水道課

【議会事務局】

## 3 監査の着眼点

次のとおり着眼点を定めた。

### (1) 平成25年度上半期に行われた指名競争入札

ア 入札方式として指名競争入札によることとした理由は適正か。

イ 入札条件及び内容が明確に示されているか。

ウ 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

エ 予定金額、予定価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。

オ 入札参加者等の指名において、指名運営委員会を設置するなど、適正、公正さを保つ手続きがとられているか。

### (2) 平成24年度定期監査（委託料を対象）指摘事項等改善状況

平成24年度定期監査で指摘等した事項が、改善されているか。

## 4 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、11月21日、25日、26日及び27日の各日において、関係職員から説明を聴取した。

### ※監査資料

ア 指名競争入札関係

- ① 指名競争入札による契約等に係る監査シート
- ② 指名選定基準を満たす業者一覧表
- ③ 指名運営委員会への業者推薦理由説明資料
- ④ 該当契約に係る起工伺いから履行確認に至る一連の書類（履行が完了していないものについては、平成24年度の内容の契約に関する書類）

#### イ 委託料関係

- ① 平成24年度定期監査指導事項改善状況シート
- ② 該当委託料の平成24年度分に係る予算差引簿（平成25年度に改善した場合は、平成25年度分）
- ③ 該当委託料の平成24年度分に係る起工伺いから履行確認に至る一連の書類（平成25年度に改善した場合は、平成25年度分）

### 第3 監査の結果及び意見

#### 1 指名競争入札

地方公共団体の締結する契約は、一般競争入札の方法によることを原則とする。指名競争入札については、政令で定める場合に該当するときのみ例外として認められており（地方自治法第234条第1項及び第2項）、一般競争入札の場合と同様に、機会均等、公正性、透明性及び競争性の確保が求められる。これらが確保されているかどうかの主眼を置き、指名競争入札における入札参加者の指名、予定価格、内部牽制体制等に関して監査を実施した。

##### (1) 入札参加者の指名

##### ア 入札参加者の指名状況

入札参加者の指名状況を見ると、入札参加資格者名簿における希望業種登録者数との比較において、指名業者数が極めて少ないものがあった。また、同内容の過去数年における入札において、入札参加者がほぼ固定しているものも見受けられた。

これらの原因の一つとして、履行実績を重視して指名を行っていることが挙げられるが、実績を過分に重視することは、履行能力はある

が実績のない業者を結果的に排除することとなる。実績以外の業務履行能力に関する指名基準を設けることにより、広く有資格業者を入札に参加させ、機会均等を図るとともに競争性を確保することが必要である。

## イ 指名基準

### (ア) 指名手続の透明性及び客観性の確保について

発注計画書において、業者選定理由を全く記載していないもの、指名委員会における決定理由及び過程を明らかにせず「指名委員会決定による」と結果のみ記載しているもの、その他入札参加者の選定過程、選定基準を具体的に記載していないものが合わせて19件あり、監査対象入札の65.5%を占めている。

資格要件の設定などの指名基準や業者選定の経緯については、対外的に説明ができなければならない。これらについて、起案文書等において客観的かつ具体的に記載することにより、指名手続の透明性を確保する必要がある。

### (イ) 特定の組合加入者の指名について

特定の組合加入者であることを指名選定の基準としているものが見受けられたが、当該組合に加入できない又は加入しない業者は、業務の履行能力があつたとしても、入札に参加することができない。組合加入者のみを又は組合加入者を優先して入札参加者として指名することは、履行能力のあるその他の有資格業者を入札から排除することとなり得る。有資格業者間の機会均等、公平性及び競争性確保の観点から、特定の組合への加入を業者選定の基準とする場合には、当該基準を設けることの必要性及び妥当性について、客観的かつ合理的な理由が必要である。

## ウ 指名運営委員会

### (ア) 指名運営委員会への付託について

指名競争入札における工事請負業者の指名及び決定の公正を確保

するため、精華町工事請負業者指名運営委員会要綱（昭和60年要綱第3号）は、工事請負業者指名運営委員会（以下「指名運営委員会」という。）を設置することを定めている。指名運営委員会に付託する案件は、主に1件の予定価格が130万円を超える工事であり、工事請負業者以外の業務委託、物品の購入などに係る入札参加者の指名選定については付託の対象とはなっていない。

監査対象入札の内、本要綱における付託対象ではない27件の入札中、23件（85.2%）が同委員会に付託されていた。

※指名運営委員会への指名選考付託状況

要綱で定める 付託対象 該当・非該当	種別	監査対象 入札件数(A)	委員会への 付託件数(B)	付託率(%) (B)/(A)
該 当	工事	2	2	100.0
非該当	委託	14	13	92.9
	物品等購入	8	5	62.5
	賃貸借	5	5	100.0
	(非該当計)	(27)	(23)	(85.2)
総 計		29	25	86.2

指名競争入札における指名選定の客観性及び公平性を確保するため、工事請負業者のみではなく、すべての業者の指名について、指名運営委員会の選考を経ることが望ましいと考えられるが、本要綱は、工事請負業者以外の業者の指名選定に係る本委員会の権限について特に何も定めていない。指名運営委員会の権限を明らかにするために、本要綱の改正又は新たな要綱の制定が必要と考えられる。

(イ) 指名運営委員会審議過程の透明性確保について

監査対象入札の内、指名運営委員会に指名選考が付託された25件の入札のいずれに関しても、同委員会における審議内容や決定事項等を記録した報告書類の作成を認めることができなかった。入札参加者の選考過程の透明性を図る観点から、委員会出席者の職・氏名、審議の対象となった指名基準、指名候補者数及び指名者数並びに委員会における決定事項その他特記すべき事項については、文書を作成することが必要である。

## (2) 予定価格

### ア 定め方

予定価格に対する落札率が10%から30%と著しく低率であり、過去数年の同内容の入札においても同様な率となっているものが一部見受けられた。精華町契約規則（平成15年規則第28号。以下「契約規則」という。）第6条第4項は、予定価格を定める場合には、「当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない」ことを定めており、取引実例価格を調査する等により積算の精度を上げ、予定価格に反映させることが必要である。併せて、落札額が、契約内容の履行の質を確保し得る額であるかどうか検証し、最低制限価格を設定するなどの措置の検討も必要と考えられる。

### イ 秘密保持

建設工事の入札など予定価格を事前公表することとされているもの以外の入札については、公正な入札を執行するため、予定価格の秘密が保持されなければならない。契約規則第6条第1項は、予定価格の秘密保持について、「予定価格を記載した書面を封書にして、開札の際にこれを開札の場所に置かなければならない」ことを定めている。事務処理について、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

#### (ア) 起案文書に添付して回付

予定価格が記載された予定価格調書を、起案（発注計画書）に添付し、入札執行前に回付していたものがあつた。漏えい等防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

#### (イ) 予定価格調書の作成省略等

予定価格が設計額と同額であるとの理由により、予定価格調書を作成していないものが2件あつた。いずれも、予定価格を公表しないこととしている入札に係るものであることから、秘密保持のため、契約規則の規定に基づき、予定価格調書の作成が必要である。

また、設計積算がされておらず、予定価格が設定されていないも

のが1件あったが、契約規則第6条第1項は、「契約権者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書その他の資料によって予定し」なければならないことを定めており、予定価格を設定する必要がある。

(ウ) 予定価格調書の作成方法

監査対象入札において、予定価格を事前公表しなかったものが24件あったが、これら入札の予定価格調書の作成方法を見ると、秘密保持のため複数人が予定した額の平均値により作成したものが12件、担当課長等単独で作成したものが10件、予定価格調書を作成しなかったものが2件となっていた。複数人の予定平均値により作成した12件の内、副町長、担当部長及び担当課長の三者が予定した価格を平均したものが11件、担当部長及び担当課長の二者が予定した価格を平均したものが1件となっている。

※予定価格調書の作成方法

公表状況	件数	予定価格調書作成方法			
		複数人(3人)による平均値	複数人(2人)による平均値	担当課長単独	調書作成無し
事前公表	4	—	—	—	—
事後公表	1	0	1	0	0
非公表	23	11	0	10	2
設定無し	1	—	—	—	—

複数者の予定した価格の調書は、それぞれの予定者ごとに封書とされ、開札時まで開封されないことから、入札執行前に予定価格が漏洩するリスクは極めて低いと言える。この手法によらず、担当課長等単独で予定価格調書を作成したものがあったが、秘密保持の観点から、複数人の平均値により予定価格調書を作成することが必要である。

(エ) 事後公表について

予定価格について事後に公表したものが1件あったが、入札業務の性質によっては、事後公表によって、今後実施する同内容の入札における予定価格が類推され、事前公表をしているのと同じ結果

になるケースが想定される。事後公表をするにあたっては、事前公表をしないとした趣旨が没却されることがないかどうかについて検討することが必要である。

### (3) 入札執行に係る内部牽制体制

監査対象入札については、2件が事業部監理課において、27件が各事業執行課において執行されていた。指名競争入札の公正な執行のためには、指名運営委員会による指名選考のほか、設計・積算部門と入札業務執行部門の分離など内部牽制体制の充実が必要と考えられる。本町では、建設工事関連については、原則として、事業執行部門から発注部門が分離され、事業部監理課が入札を執行しており、適切な業者選考のための内部牽制機能が強化されている。一方、建設工事に関りのない業務委託、物品の購入等については、指名業者選定案の作成を含め、それぞれの事業執行部門が直接入札を執行している。

事業部監理課を除く各発注課の中には、入札執行の機会が少なく、入札についてのノウハウを蓄積しているとは言い難い部署も存在している。適正な入札を執行するためには、前提として入札執行担当職員が入札制度について熟知していることが必要と考えられるが、各課等への監査の結果からは、入札手法に対する職員の認識が必ずしも一致しておらず、前記1及び2のとおり、業者選定基準や予定価格の設定、秘密保持等に関し不十分な点が見受けられ、各発注課に対する内部チェック体制が十分に機能していないことが窺えた。

建設工事関連だけではなく、町が執行するすべての入札に関し、技術的な側面を含め、町としての統一的なチェック体制の充実が図られるよう要望する。

## 2 平成24年度定期監査（委託料）に係る指摘事項等改善状況

平成24年度において指摘した内容については、概ね改善がなされていた。起案文書の作成に関しやや不十分なものが見受けられたので、引き続き改善に取り組まれない。